

浄化槽の維持管理

浄化槽管理者(設置者)には、
保守点検・清掃・法定検査の受検の

3つが浄化槽法で 義務付けられています。

法定検査は、保守点検とは
趣旨や目的が異なることから、
保守点検を行っていても
別に受ける必要があります。

清掃



- 浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってきます。たまりすぎると悪臭が生じたり放流水質が悪化します。
- 清掃では、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。
- 清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。

(注)BOD：

水の汚れの状態を示す指標です。
数値が大きいほど水が汚れている
ことを示します。

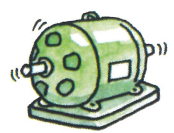
イラスト出典：
(一社)全国浄化槽団体連合会の出版物より

保守 点検

浄化槽の機能の診断



ブロワ、モータ
等の点検



汚泥の調整・移送

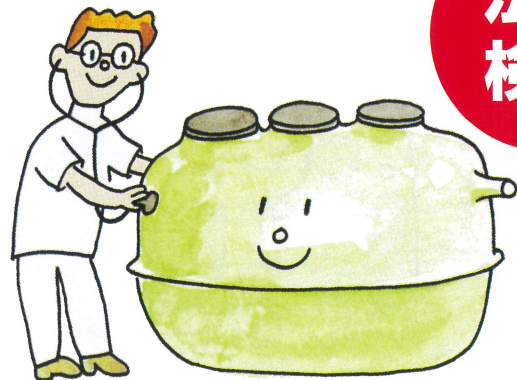


消毒剤の
点検・補充



- 浄化槽は微生物により汚水を処理しているため、「生き物」として日常の維持管理を行う必要があり、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
- 保守点検は、香川県(高松市内は市)の登録を受けている保守点検業者に委託しましょう。

法定 検査



- 法定検査とは、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD(生物化学的酸素要求量)^(注)を指標とする水質検査等により、第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。
- 浄化槽にとって、保守点検や清掃は、いわば日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたります。
- 香川県では、公益社団法人香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施しています。

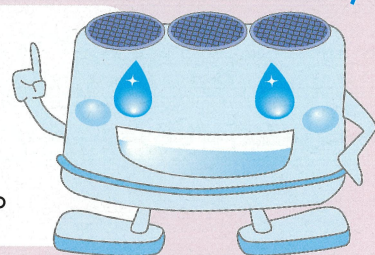
法定検査(定期検査)のお知らせ

浄化槽
ご使用
の方

年1回の「法定検査」が 義務付けられています。

香川県内には
約17万5千基が
設置されているよ!

生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を
果たしている浄化槽。浄化槽は、微生物の働きで
汚水を浄化しているため、日頃の維持管理が重要です。



維持管理として保守点検と清掃、法定検査の3つが浄化槽法で義務付けられています。
「保守点検」と「清掃」は、浄化槽をきちんと動かすための作業ですが、「法定検査」は浄化槽管理者が適正に
維持管理を行い、浄化槽での汚水処理が正常に機能していることを、BOD(生物化学的酸素要求量)を
指標とする水質検査などにより、第三者機関である知事指定検査機関が判断するものです。したがって、
保守点検とは別に法定検査を受けていただく必要があります。

年1回の検査が義務付け
られており、検査時期がきましたら、
「公益社団法人香川県浄化槽協会」
から受検案内が送付されますので、
必ず申込手続きを行っていただき
ますようお願いします。

法定検査の
WEB申込みはこちら



郵便往復はがき(返信)

料金受取人住所
高松南局
承
2533
2024年2月
29日まで
(切手を貼らずに
御投函下さい)

761-8790
107

高松市香西本町1-106
公益社団法人
香川県浄化槽協会 行

浄化槽法定検査のご案内

浄化槽の使用は浄化槽法第11条の規定により、毎年1
回定期的に知事指定検査機関による検査を受けることが義
務付けられています。あなたが使用する浄化槽も本年の法
定検査の時期となりました。

検査は、該記の予定期間内に実施したいと思いますので、
検査申込書に必要事項をご記入の上、返送してください。
(Eメール・FAXでも申込みいただけます。)

尚、屋外だけの検査ですでお留守でも検査は出来ます。
放流水を持ち帰り検査室で分析(BOD検査等)しますので、
検査結果は、検査後2週間程度で郵送いたします。

検査手数料

浄化槽の大きさ	金額(円)
5 ~ 10 人槽	4,600
11 ~ 20 人槽	6,700
21 ~ 50 人槽	7,900
51 ~ 100 人槽	12,700
101 ~ 500 人槽	14,000
501 人槽以上	15,500

※検査手数料は「現金」「振込」「口座振替」の方法があります。
※「口座振替」をご希望の場合は、当協会にご連絡ください。
※検査時に保守点検、及び清掃の記録を確認させていただきます。
※お客様の個人情報は適正・厳重に管理いたします。

香川県知事指定検査機関
公益社団法人 香川県浄化槽協会
〒761-8012 高松市香西本町1-106
TEL (087)881-6600 FAX (087)881-6670
E-mail: kjk@kagawajk.jp
http://www.kagawajk.jp

220501 200,000

法定検査の申し込みや日程調整など、検査の実施に関するお問い合わせ

香川県知事指定検査機関
公益社団法人香川県浄化槽協会



087-881-6600

その他の

お問い合わせ先

香川県環境森林部循環型社会推進課
・県内全域

☎ 087-832-3224

東讃保健福祉事務所 環境管理室
・さぬき市 ・東かがわ市
・三木町 ・直島町

☎ 0879-29-8273

小豆総合事務所 環境森林課
・小豆島町 ・土庄町

☎ 0879-62-2731

中讃保健福祉事務所 環境管理室
・丸亀市・坂出市 ・宇多津町 ・綾川町
・琴平町・多度津町・まんのう町

☎ 0877-24-9966

西讃保健福祉事務所 環境管理室
・観音寺市 ・三豊市

☎ 0875-25-6431

高松市下水道業務課
・高松市

☎ 087-839-2720

善通寺市都市計画課
・善通寺市

☎ 0877-63-6317